



感染者の動向

感染者数／1日*	1.3人 (収束)
累計死亡者数	0人
死亡者数／100万人	0人

(11月23日～11月29日の平均) 出所：WHO



行動・活動制限

活動制限	ほぼ無し
実施主体	カンボジア政府
具体的制限	<ul style="list-style-type: none"> 政府は4月29日、国家非常事態宣言の発動を可能とする法律を制定（11月30日現在、宣言は未発動） 15日以上カンボジアに滞在する場合は、同一フライトに陽性者がいなくても、保健省が指定するホテルにて14日間の強制隔離が求められる。
日本人学校	8月6日、カンボジア日本人会と教育青年スポーツ大臣が学校再開に関する覚書を締結。8月31日より登校を再開。



空港再開／直行便

空港	稼働中
日本からの直行便	<ul style="list-style-type: none"> 12月よりANA便(NH817)が再開 ※12月は6往復、1月は2往復の予定



日本人に対する入国制限

日本人の入国	可
外務省渡航情報	<p>感染症危険情報 レベル2 (不要不急の渡航は止めてください。)</p>
制限措置概要	<ul style="list-style-type: none"> 入国に際し①有効なVISA、②FORTE Insurance CompanyのCOVID-19健康保険、③COVID-19陰性証明(医師の署名以外は全て印字され、なおかつ押印されたもの)、④2,000米ドルのデポジットが必要(カンボジア登記法人が保証する場合、その入国者は上記②④が不要となる)。 到着時に検査を受け、結果判明まで指定場所で待機。同一フライトに陽性者がいれば、乗客全員が、指定ホテルで14日間の有料隔離（滞在期間が14日以下の投資家や出張者に対しては、同一フライトの乗客全員が陰性の場合、14日の自主隔離は不要となる）。



経済活動再開の状況

経済活動制限
<p>主要規制・制限</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動禁止令、企業の操業停止命令等は発動されていない 文化芸術省は、11月30日、映画館、公演会場、美術館を2週間閉鎖すると発表 周辺国との陸路国境におけるヒトの往来禁止措置は継続。但し、ベトナム国境はカンボジア/ベトナム両国民のみ往来可（11月30日現在） 新型コロナウイルスに感染した場合、カンボジア保健省が指定する病院（プノンペンの場合にはクメール・ソビエト友好病院、各州においては州立病院など）に入院が必要 日系医療機関や私立病院等での検査、治療、入院は不可 中国-カンボジア間の直行便が9月3日より再開
<p>規制対象業種の再開基準（もしくは規制強化の基準）</p> <ul style="list-style-type: none"> 4月中旬以降、感染はおおむね収束しているが、11月29日、30日にプレイソー刑務所長及び夫人含め、15人の感染が確認された影響で、今後、経済活動の制限が厳格化する可能性あり
<p>現地産業・企業の動き</p> <ul style="list-style-type: none"> 2021年の最低賃金は月額192ドルに決定。 日本の財務省統計によると2020年1～9月のカンボジアと日本の貿易総額は、前年同期比9.0%減の1,668億5,497万円だった。カンボジアの輸出額は同6.8%減の1,303億668万円、輸入額は16.0%減の365億4,829万円だった。 カンボジア政府は9月30日、景気刺激策第6弾として、低所得者や縫製工場、観光業などへの支援を12月まで継続すると発表。 教育青年スポーツ省は、カンボジア全土の私立学校を11月30日より2週間一時的に閉鎖すると発表。但し12年生のみ登校可能。公立学校には11月30日に2019-2020年度を終了するよう指示。但し、30日の中学卒業試験は予定通り実施する他、12年生のみ、12月21日に予定されている高校卒業試験に向けて登校可能とした。



プノンペン事務所長
春田 麻里沙

早期の対策を講じ、感染拡大を防ぐ

入国制限に関する保健省通達（226STL）とその運用方法につき、14日以上滞在する渡航者に対する措置が現行より強化されたこと、さらに運用開始まで期間が急であったことから、現場では混雑が生じている。大使館、JBACを通じてカンボジア政府への働きかけの実施を検討中。



現地日系企業の活動状況

現地日系企業の抱える課題

操業状況

- ・ バベット地区の精密機器メーカー1社、縫製メーカー3社が一部休業実施中、ポイペト地区で電子機器メーカーが1社全面休業中（11月30日現在）。
- ・ 政府から操業停止命令は出ていないものの、世界的な需要の減退により、事業縮小や操業中止に追い込まれるケースが散見される。
- ・ カンボジア日本人商工会のアンケート（4/30～5/5）によれば、事業を全面または一部停止しているのは17%で、今後停止予定が7%、70%が操業を継続している。
- ・ 事業停止の理由は、注文の減退、部材・原材料が入荷しない、日本人駐在代表・技術者等が入国できないなどによる。
- ・ ジム、カラオケ等のサービス業は操業停止命令を受けている。

サプライチェーン、物流への影響

- ・ 航空便の減便により、輸送日程の調整や在庫管理、輸送費高騰などの対応に苦慮している声が多い。
- ・ 隣国タイとの主要陸路国境であるポイペト（タイ側：アランヤプラテート）やココン（タイ側：クロンヤイ）、ベトナムとの間の主要国境であるバベット（ベトナム側：モクバイ）等では、貨物の輸出入が認められ、動いているが、国境での検疫強化対策（トラックヘッドの交換）やドライバーの越境制限措置などによるリードタイム、コストの増加が指摘されている。
- ・ シアヌークビル港への貨物は大きな影響は出ていない。

現在抱える課題、懸念

- ・ カンボジア日本人商工会のアンケート（4/30～5/5）によれば、70%の日系企業が事業への損害がある、財務状況に大きな影響があると答えた。
- ・ 日系企業からは、カンボジア側の入国規制の緩和または、日本側で迅速かつスムーズに陰性証明が取得できないか、との要請が多く出されている。
- ・ ADBは9月15日、カンボジアの経済見通しについて、2020年の経済成長率は-4.0%、2021年の経済成長率を5.9%と発表した。
- ・ ハンガリー外相の新型コロナウイルス感染報告を受け、首相を含む接触した政府高官らへの大がかりな検査が行われている。保健省によると16日現在、3,918人の検査が完了し、うち4人の陽性を確認。フン・セン首相は陰性であったことが確認されている。



現地政府の企業支援策（進出日系企業を対象を含むもの）

経済支援策

支援概要

輸入申告書類・原産地証明書の電子化

原産地証明書、および輸入申告全体の電子化での通関を認める。ただし、45日以内の原本提出が条件。

縫製業および観光業の労働契約の一時停止および社会保険料の支払い停止に関する指導（4月17日付労働職業訓練省指導45号）

縫製業および、プノンペンやシエムリアップなど一部の州の観光業を対象に、休業により労働契約が一時的に停止した場合の、政府および雇用主から労働者への手当の支給や社会保険料の支払い免除などを規定。

電力料金の期間限定引き下げ通達

1月～3月の平均電力使用量と比較し、休業あるいは部分操業により使用量が30%以上減少した企業は基本料金を免除し、使用量分のみ支払い。

企業による年功手当支給の延期措置

2020年の年功手当（縫製業、製靴業は2019年分の遡及支給分も対象）の支給を2021年に延期することが可能。

企業による労働者解雇時の損害賠償免除措置

企業が休業もしくは閉鎖する場合の労働者の解雇時、損害賠償は免ぜられる。労働契約停止の手続きが前提。

出所：カンボジア政府



ジェットロからのお知らせ

ウェブ特集「新型コロナウイルス感染拡大の影響」

新着ニュースや制限・規制情報など、特設ページで情報発信（毎日更新）

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19/>

お問い合わせ

（国内）

新型コロナウイルス相談窓口
TEL :03-3582-5651

（平日9時～12時/13時～17時
（土日、祝祭日を除く））

（海外）

在カンボジア日系企業相談窓口
ジェットロ・プノンペン事務所

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/kh_phnompenh/